

「官立学校」の輪郭

— 近代日本教育制度形成期における概念とその周縁 —

田 中 智 子*

はじめに

戦前の日本には、「官立学校」と「公立学校」と「私立学校」が存在していた。ところが1872年の学制章程発布以来、わずか数年間を除き、三者が揃って法的に定義されたことはなかった。それでも1947年の学校教育法公布にいたるまで、実態としてそう呼ばれる三種類の学校は存在していたし、そもその定義がないままに、「官立」「公立」「私立」の語句は、法律用語としてもしばしば使用された。

本論文は、このうち「官立学校」という語句に焦点を当て、その概念がどのように模索され変化したかを、近代日本の教育制度が形づくられる1870年代から1880年代の関連法令とその審議過程、これに対する私学の運動に即して考えようとするものである。

本稿のねらいを明らかにするため、現行の学校教育法(1947年3月31日制定)を参照しよう。同法において、学校の種類は以下のように定められている。

第 二 条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

このように、学校の種類は設置者に即して、国立・公立・私立の三種類に区分される。鈴木勲によると、ここでいう「設置」概念は、「具体的には、校舎その他の施設をととのえ、教職員等の人員を配置し、教育という役務を提供する体制をととのえ、かつ設置者が学校開設の意

* たなか ともこ 同志社大学人文科学研究所

思表示をすること」と説明される¹⁾。

加えてこの「設置者」については、以下のような規定が存在する。

第五 条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

本条では、設置された学校それぞれの設置者が学校の管理とその経費負担を負うべきことが規定されている。同じく鈴木によると、この原則は、学校についての「設置者管理主義」および「設置者負担主義」といわれる。また、学校の「管理」とは、「学校教育という事業を経営する作用」をいい、その内容を具体的に区分すれば、「人的管理」「物的管理」「運営管理」に大別されるという。

要するに、今日の学校は、国・地方公共団体・学校法人の三者に区分される主体の下にあり、いずれにおいても設置主体と管理（経営）主体と経費負担主体は同一でなくてはならないと規定されているのである。

近代学校制度の草創期において、以上のような問題はいかに認識されていたのだろうか。検討すべき点は大きく以下のようにまとめられる。

- ① 学校はいかなる主体の下におかれるものと考えられているか。
- ② ①において、主体の営みは何だと考えられているか。設置か、管理（経営）か、経費負担か、あるいはそれ以外の要素もあるのか。
- ③ ②において、それら相互の関連はどのように認識されているか。例えば設置者管理主義ないしは設置者負担主義といった今日の原則は確認できるのか。

本稿は上記三点を念頭に、「官立学校」概念にまつわる問題を検討していきたい。第Ⅰ章（「官立」の登場）では、学制章程とその下での文部省令における「官立」の語義を分析する。第Ⅱ章（「官立」の動揺）では、教育令と改正徴兵令の制定にあたり、主に元老院会議で噴出した「官立」の定義にまつわる論議を分析する。後半の章においては、特に「私立」の位置付けという点で、「准官立」という概念をめぐる動向に光を当てる。第Ⅲ章（「准官立」の生成）では、徴兵猶予規定の適用を求める私学の運動が繰り広げられ、学制改革が構想されるなかで、「准官立」という新たな概念が出現する過程を明らかにする。第Ⅳ章（「准官立」の構造化）では、「諸学校令」が発布され、「准官立」概念がそこに埋め込まれていく様態を論じる。

以前筆者は、「諸学校令」下での文部省所轄の高等中学校設置問題を、地域における「官立学校」の成立と位置付けて、府県の高等専門教育体制再編という視点から考察した²⁾。いわば実体としての「官立学校」の成立過程を究明した論考であるが、対するに本稿は、概念としての「官立学校」の成立過程を把握するねらいで書かれるものである。また、通説において学制

→教育令→諸学校令と三段階で把握される近代日本形成期の教育制度史を、「官立学校」の概念形成という視点から通史的に描き直す試みでもある。

論を始めるにあたって、あらかじめ二・三注記しておく。

歴史学の分野において、「官」「公」「私」といった語句を用いた分析視角の設定は古くから行われてきたが、いわば「民」に対峙する行政、為政者側という意味において、国と府県が「官」とひと括りにされることが多い³⁾。たしかに史料用語としても、府県が「官」と呼称される事例はいくらでもある。しかし、府県は内務官僚である地方長官の下にあるものの、国の政策を体現する出先機関、あるいは「地域民衆」の動きに対抗的な存在として一面的に位置付けられるものではない。あるときには府県会の意見を反映し、独自の裁量権をもち、国になずまぬ動きをみせる存在でもある。ここでは、国と府県とを峻別し、別々の教育主体として認識する姿勢を堅持したい。そのため、分析概念としての「官」は、国とその機関を指すものに限定する。

筆者の主眼は、中央での教育政策における「官立学校」の位置づけを検討することにある。地域ないしは府県、あるいは個人レベルでの多様な認識のありかたを全面的に析出・分析することは本稿の課題を超えるが、文部政策と密接に関わり影響力を有した私学同志社のそれを中心に、行論上必要な範囲において取り扱う。

なお、「学校の種類」は本来二つのレベルから認識される。一つは教育内容（程度や対象）に関わる区分であり、「小学校」「中学校」「高等学校」「大学」、あるいは「師範学校」「専門学校」、今日の「養護学校」といった概念がこれにあたる。もう一つは、教育の主体に関わる区分であり、現在でいえば「国立学校」「公立学校」「私立学校」、また主題の「官立学校」のほか、当該期史料に散見する「府県立」や「民立」などの呼称もこれに属するだろう。両者を区別する適当な表現が見当たらないため、本稿で「学校の種類」あるいは「学校の名称」などと記す際には、基本的に後者を指すこととする。

I 「官立」の登場

(1) 学制章程上の語意

学制章程（明治5年8月3日文部省布達第13号）は、教育制度に関する初の総則的規定であるが、学校名称に関する条文を含まない。しかし管見の限り、「立」を用いた呼称、そして「官立」という語句をはじめで登場させた法令である。これに先立つ3月、私塾開設に関わる法令として公布された文部省布達第6号には、「公学」「私学」「府県学」といった用語がみられるが、「立」ならびに「官」という文字を用いた規定は、学制章程を嚆矢とする。「官立」の語を含む条文は以下の通りである。

第十四章 官立私立ノ学校及私塾家塾ヲ論セス其学校限り定ムル所ノ規則及生徒ノ増減進否等ヲ書記シ毎年二月学区取締ニ出スヘシ〔以下略〕

すべての学校について述べた本条において、学校は「官立ノ学校」あるいは「私立ノ学校」「私塾」「家塾」とされた。学制章程は、学区制に基く学校の設置とその数を初めて定めたが、その規定に従って設けられる学校はすべて「官立」と命名されたといえる。

「官立」「私立」が本条に登場する一方で、全条文のどこにも「公立」の語句は見当たらず、以前より使われた「公学」も出てこない。しかし続く8月15日の文部省布達第17号は、「公学私塾ニ差入有之官費生徒廃止之儀」と表記、「公学」なるものの存在は、なおも公認されていた。

翌1873年4月17日頒布の貸費生規則（文部省布達第51号学制追加）は、「官立」の概念を、この「公学」とのからみで表した条文を含み、注目される。

第百七十七章 官立〔中小〕学校ヲ設立スルコトヲ願フ者ハ左ノ文例ヲ以テ地方官ヨリ其大
学区督学局ヘ伺出同局ニテ検査ノ上聞届ケ之ヲ本省ニ開申スヘシ〔以下略〕

第百七十八章 官立学校即チ公学ハ文部省額金或ハ学校普及扶助ノ為メ府県ヘ委託スル金等
ヲ以テ設立スルモノ尤官ノ扶助アルモノハ私費半ハヲ過クトモ公学ト称スヘシ

ここには、「官立学校」=「公学」=文部省の出資による学校との見解が示されている。府県への委託金であっても、設立費用の出所が「官」に求められる以上、「官立学校」であり「公学」であった。また、私費による学校でも、額の多少にかかわらず、「官ノ扶助」を受けていれば「公学」とされた。「官」（文部省）の支出が「公学」の要件となったのである。

前出の明治5年3月文部省布達第6号は、「官学（立）」の語を使用しないとともに、「公学私学之別ナク公費ヲ以生徒ヘ給与候儀ハ叨リニ不相成事」「但府県学之外皆私学トス」との文言から判断されるごとく、「公学」に「府県学」の意を込めていた。対するに学制章程は、「公学」は「官立学校」なりとの見解を打ち出したといえる。

学制体制は、府県による既存の学校の整理を目指すものであり、学制章程と同日に発布された文部省第13号、続く10月17日の第35号により、府県が設置した学校は全廃を言い渡された。また、文部省第38号（10月28日）は、府県に対し学事用の公金支出を禁じるものであった。文部省が教育制度を刷新し、新たに学校を設置するという意を込めて、「官立」は経費出所を根拠に広範な概念として示され、府県の学事をもカバーし、府県主体の印象は薄められた。

後々にいたるまで、地域や個人の文書のなかで府県立学校を「官立」と表現する例は散見するが、それは人々の「官」に対する通念であると同時に、こうした学制章程による位置付けの

「官立学校」の輪郭（田中）

影響だったともいえるだろう。

「官立学校」の含意を明らかにした貸費生規則であったが、この年12月17日に廃止となり、代わって公布された官費生規則からは、これらの語句は消滅した。語意のあいまいさは再度強まった形で、翌1874年を迎える。

（2）「学校名称」の定義

1874年8月29日文部省布達第22号は、「学校名称」を確定することにのみ目的を特化した布達であり、「官立学校」「公立学校」「私立学校」の概念を包括的に定めた初の、かつ戦前唯一の法令として注目される。本文は以下の通りである。

学校名称ノ儀区々相成候テハ不都合候条官立学校当省定額金ヲ以テ設立シ直チニ管轄スルモノ公立学校地方学区ノ民費ヲ以テ設立保護学委託金ノ類ヲ以テ学資ノ幾分私立学校壹人或ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノノ三種別判然可相立此旨布達候也
スル者又ハ当省小ヲ扶助スルモノ等

この布達は、「官金投入＝官立＝公学」という従前の定義をいわば逆転させ、文部省委託金の一部投じられていようとも、地方学区民費の支出があればすべて「公立」学校であると定められたものである。「官立」「私立」に遅れること2年、「公立」という用語はここではじめてお目見えする。

荒井明夫は、本布達中、地域民衆の醸金による学校が「公立」ではなく「私立」と規定されていた点に注意すべきであると述べる⁴⁾。しかし前節で検討した学制章程発布以来の文脈から考えると、この法令の主眼は「官」「公」間の問題の解決にあった。すなわち「官立」「公学」同一視が引き起こした混乱を「不都合」とし、「官立」から「公立」を独立させ、両者を線引きすることが目的であったと考えてよい。

学校の種類を三区分するにあたって、当該布達は経費の問題を基準にしている。まず「官立」であるが、「官金」といった広義の概念は用いず、文部省の定額金を用いる学校であると限定的に明記されている。そもそも、「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」との一条から始まる学制章程自体が、文部省の学事に対するヘゲモニーを確立することを目指していたわけであり、すでに経費に関しても、「学事ニ関係スル官金ハ定額ニヨリ本省ニ於テ一切之ヲ管知スルコト」（第89章）との条文を含んでいた。この理念を「学校名称」問題にそくして再確認したのが本布達であるといえる。この規定に従えば、現実に存在する有力校、工部省の工学校や司法省の法学校などは「官立学校」に含まれないことになる。「官立学校」は文部省の学校に限られたのであった。

次に、本布達は学制章程と異なり、「官立」に付随して経費とは別の要件を新たに示したもののとしても注目される。文部省の費用により「設立」されるだけでなく、文部省が「直チニ管轄」してはじめて「官立学校」と呼ばれるとされる。いわば今日の設置者管理主義に連なる

発想が萌芽している⁵⁾。

医師養成課程を附設するという点において一種の教育機関であったともいえる「病院」の場合、1876年3月の内務省達乙第43号により、「官立病院」「公立病院」「私立病院」の定義が以下のように施された。

病院名称区々相成候テハ不都合候条官立病院 陸軍省文部省警視庁等全ク国稅ノミヲ以テ設立シ直チニ該省庁シテ管轄スルモノ 公立病院 地方区画ノテ民費ノ幾
民費ヲ以テ設立スルモノ又ハ全ク府縣稅ヲ以テ設立スルモノ及ヒ府縣稅ヲ以テ分ヲ扶助スルモノ並ニ管内人民ノ獻金殺ヲ以テ府縣庁ニテ設立スルモノ等 私立病院 壹人或ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノ ノ種別判然可相立候〔以下略〕

「官立病院」は、文部省に限られた「官立学校」と違い、すべての省庁の病院を対象としているが、ここでも経費出所の点だけではなく、「(直ちに) 管轄」が要件に入っている。「官」の支出があれば「官立」であった時代から、「官」の支出があっても「直轄」がなければ「官立」とは呼ばれない時代に移行したのである⁶⁾。

II 「官立」の動揺

(1) 教育令制定過程での論議

1879年9月29日、学制章程に代わる総則的法令、太政官布告第40号教育令が布告された。1874年8月29日文部省布達第22号は廃止され、学校名称に関する基本規定は、単独の条項として教育令に示されることとなった。

第十九条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設立セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設立セルモノヲ私立学校トス

一見して明らかなように、ここには「官立学校」に対する定義のみが存在しない。

前年5月14日、文部省が太政官に稟議した教育令案はそのようなものではなかった。以下がその案文である。

第十七章 学校ニ官公私ノ別アリ官費ヲ以テ設立スル者ヲ官学トシ公費ヲ以テ設立スル者ヲ公学トシ私費ヲ以テ設立スル者ヲ私学トス⁷⁾

なぜ「立」を退け「学」の文字を採用したのかは不明だが、ともかくも「官学」は、「公学」「私学」と並列して規定されていた。そのうち「官学」の定義のみが消えたのは、すでに倉沢剛が指摘するように、法制局による修正段階でのことである⁸⁾。1879年2月20日、法制局の

審議を経て元老院に付された改革案は、以下のような条文に変更されていた。

第十八条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セル者ヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セル者ヲ私立学校トス⁹⁾

これは成文化された教育令（前掲第 19 条）とほぼ同じである。

文部省案からの変更点は以下の 4 点である。① 名称定義に際し「学」ではなく「立」の字を用いる形に戻した。② その上で「官立」については触れなかった。③ 「公立」「私立」は従来どおり経費出所の観点のみから定められたが、その種類がより具体的に示された。④ 特に「公立」については、「公費」を町村に関わる概念に限った上で、それとは区別される「地方税」の語を初めて明記した。これは前年 7 月の地方税規則公布を反映した対応であろう。

第 136 議案として法制局案の回付を受けた元老院では、5 月から 6 月にかけてこれを審議した。すでに倉沢剛が「元老院における大学政策の論議」として第二読会での攻防を取り上げているが、「官立」をめぐる議論として再検討してみよう¹⁰⁾。

法制局の改革案は、「第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ」から始まる。元老院での「官立」問題は、前掲第 18 条が組上に乗るのを待つまでもなく、冒頭本条の審議過程で早くも噴出した。

ここに「官立」の文字がみられないことをまず指摘した議官は、佐野常民であった。彼は、「学校ハ公私立ノ外ニ官立アリ司法工部及陸海軍省ノ学校ノ如キ皆官立ナラサルナシ」と述べ、文部卿の下に置かれない学校として「但陸海軍省其他ノ官立学校ハ此限ニアラス」との一文を加えなくてはならないとした。これに対し、内閣委員として出席した辻新次（太政官権大書記官、文部省出仕）は、「目下文部工部内務省共ニ管轄ノ学校アルハ教育ノ急須一時止ムヲ得サルニ成ルモノナレハ法律上官立ノ字ハ之ヲ明記セサルヲ可トス」と説明し、さらに文部大輔兼議官の田中不二麿は、「工部省ニハ工学ヲ置キ司法省ニハ法学ヲ置キ内務省^{ママ}ハ農学ヲ置キ海陸軍ニハ兵学ヲ置クハ皆是レ憲法ニ依ルニアラス只特別ノ上申ニ成ルモノナリ」「此教育令ハ更ニ官立ニ関セサルノ精神ナリ蓋シ官立ハ其省使ノ必用ニ際シテ一時政府ノ許可ヲ得テ成ルモノナレハ決シテ人民一般ニ関係ナキ者ナリ」と弁明した。

田中や辻の見解は、文部省以外の「官立学校」はイレギュラーな存在であって、「人民一般」に向けて公布する教育令に記載する必要はないというものである。しかし佐野は官立学校が法に掲げられないことに疑義を呈し、斎藤利行も、かつて「官立」「公立」「私立」の名称を定めた前例があることに触れてこれに同調した¹¹⁾。

辻の発言に「官立校ハ終ニ廃スヘキモノナルヲ以テ之ヲ法律上ニ明記セス」との意を読み取った山口尚芳は、「大学ハ何人之ヲ立ルヲ得可シトスルモ実地能ク之ヲ立ルヲ得ンヤ」と反

論を発展させた。佐野もまた、「仮令福沢中邨ノ輩私学ヲ有スルトモ原ト大金ヲ擲ツモノニアラスシテ生徒ノ資金ニ依ルニ過キス大学ニ至テハ書籍器械ノ費用モ巨額ニシテ私力ノ能ク弁シ得ヘキモノニアラス」と、慶応義塾や同人社を引き合いに出し、大学は私学の財政能力では設置が不可能であることを述べた。これに対し、辻は「今官立学校ヲ本按ニ掲ケサルモ目下之ヲ廢スルニアラサレハ何ノ不可アラシヤ……大学ノ事ノ如キハ今文部省ノ与カル所ニアラス」「私立ヲ自由ニシ官立ヲ放任スルモ亦豈可ナラスヤ」と半ば開き直り、「官立」を明記しない旨を繰り返した。田中も「従前高等ノ学校ハ官立ニ限りシモ自今ハ何人ヲ論セス之ヲ立ルヲ得ルトナス」と、私立の高等教育機関設置への期待を述べた。

一方、名称定義の要件に関しては、第一条案中の「統撰」「監督」の用語も紛議的となった。佐野は「統撰」に代え「管理」を用いることを主張した。山口は「監督」の語義を「校舎ノミニ止マルモノ乎将タ覃テ其事務上ニモ及フモノナル乎」と尋ね、これに対して辻は、後者であり、教則のことをも含むとの見解を示した。

田中は、官立も含め「管理者ナキノ学校ハアル可ラス」という前提の下に、「官立ハ主務者ノ直ニ管理スルモノニシテ公立ハ単ニ之ヲ監督スルニ止マルナリ」と言明した。さらに、「英ニ王立学校アリ是決シテ王ノ独力ニアラスシテ釀金ニ成ルモノナリ」との事例に触れ、「官立学校中種別アリ当初政府ヨリ世話シタルモノヲ官立ト云フコトアリ或ハ一州一府ニテ立タルモ又此名ヲ付スルアリ或ハ政府ノ維持ニ由ルモノアリ」と、その概念の多様性を紹介している。ここでは、民間の釀金、政府による設立経費支弁、地方行政府による設立経費支弁、政府による運営経費支弁など、多様な「官立学校」のありかたを、経費出所の観点から列挙している点に興味深い。が、「官立学校」とは何を指すのか、田中文部大輔自身にも定見がなかったと考えざるを得ない¹²⁾。

第1条の修正が否決された後も、攻撃の急先鋒佐野の抵抗は続いたが、「官立」の語が条文に追加されることはなかった。

以上みたように、高等教育に関しても民間の動きを尊重しようとする原則的立場に、文部省以外の省庁が管轄する「官立」学校の存在を本来認めたくないとの意向が加わり、さらに「官立」の要件の不明瞭さも露呈した。その結果、実態としては種々の「官立学校」が存在し、かつそれを否定しないにもかかわらず、教育についての基本法として現実に即した名称定義を行うこと、すなわち「官立」の規定は避けられた。それが教育令である。

田中や辻が「官立」を隠滅したのは、表立っては倉沢剛が「自由主義の迷夢に酔った」と表現する非干渉主義の立場が作用しているが、文部省のヘゲモニーの堅持、あるいは概念の混乱による規定放棄など、複合的な理由によると理解されよう。全体として「触れないほうが無難」といったところが本質であったと思われる。

7月9日の元老院上奏案は、関連条文に文法的な語句修正を行ったのみであり、そのままそ

「官立学校」の輪郭（田中）

れが本節冒頭に掲げた9月29日公布の教育令となる。その後、1880年12月の改正（第二次教育令）、1885年8月12日の改正（第三次教育令）を経ても、教育令期において学校名称に関わる公的規定は変化しなかった。

だが教育令公布以降、1881年の「文部省所轄官立学校」、1883年の「文部省直轄官立学校」など、管轄主体が文部省であることを注記した「官立学校」を使用する法令が登場する¹³⁾。総則の教育令ではあいまいにしておくことで許されたものの、現実には「官立学校」が文部省の学校だけではない状況下であって、指示対象を具体的に示す必要のある個別法令ではデリケートな表現が求められたといえる。

文部官僚があえて後景に退けた「官立学校」であったが、やがて思わぬ方向から再びクローズアップされ、正面からの対処は避けられないものとなる。

（2）徴兵令改正過程での論議

1883年12月27日の太政官布告第46号により改正された徴兵令は、「全国ノ男子總テ兵役ニ服役ス」との主義に基きながらも、「智能ニ富ミ技芸ニ長シ及ヒ學術ヲ修メ國務ニ必要ナルノ目的アリテ兵役ニ服セシムヘカラサル者」は「徴集ニ応セシムヘカラサル」者¹⁴⁾とみなし、官立府県立（公立）学校生に以下のような特典事項を設けるものであった。

第十一条 年齢満十七歳以上満二十七歳以下ニシテ官立府県立学校小学校ヲ除クノ卒業証書ヲ所持シ服役中食料被服等ノ費用ヲ自弁スル者ハ願ニ因リ一個年間陸軍現役ニ服セシム其技芸ニ熟達スル者ハ若干月ニシテ帰休スルコトアル可シ但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減スルコトナシ

第十二条 現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立学校小学校ヲ除クノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ其期末タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ

第十八条 左ニ掲クル者ハ其事故ノ存スル間徴集ヲ猶予ス

第一項 教正ノ職ニ在ル者

第二項 官立府県立学校小学校ヲ除クノ卒業証書ヲ所持スル者ニシテ官立公立学校教育タル者

第三項 官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校本科生徒

第四項 陸海軍生徒海軍工夫

〔以下第九項まで略〕

第十九条 官立府県立学校小学校ヲ除クニ於テ修業一個年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ六個年以内徴集ヲ猶予ス

第二十条 左ニ掲クル者ハ予備兵ニ在ルト後備兵ニ在ルトヲ問ハス復習点呼ノ為メ召集スルコトナシ但戦時若クハ事変ニ際シテハ太政官ノ結成ヲ經テ召集スルコトアル可シ

- 第一項 官吏^{判任以上}及ヒ戸長
- 第二項 教導職^{試補ヲ除ク}
- 第三項 官立公立学校教員
- 第四項 府県会議員
- 第五項 官立府県立医学校ノ卒業証書ヲ所持シテ医術開業ノ者

官立府県立学校（小学校は除く）の卒業証書を有する者は、服役中の食料被服などを自弁できるなら、一年間の陸軍現役で済む（第11条）。官立公立学校（小学校を除く）の歩兵操練科卒業証書を持つものは、服役期間が終わらなくても帰休を命じられることがある（第12条）。官立府県立学校（小学校を除く）において、一年以上の課程を終えた者は、六年以内で徴兵猶予がなされる（第19条）。官立公立学校教員、官立府県立医学校の卒業証書をもつ医術開業者は、復習点呼のために召集されることがない（第20条）。そして、官立府県立学校（小学校を除く）の卒業証書もち官立公立学校教員である者、官立大学校およびこれに準じる官立学校本科生徒は、徴集が猶予される（第18条）¹⁵⁾。

諸法令が教育令に規定のない「官立学校」の存在を自明とし、用語として公示していたことの好事例でもあるが、これだけ「官立」が多用され、例外的特権付与の根拠となるという法令の審議過程で、その内実が問題化するのとは必至であったともいえよう。

11月16日、第411号議案「徴兵令改正ノ儀」として元老院に提示された布告原案は、第18条第3・4項を区分せず「陸海軍生徒海軍工夫大学校本科生徒」と記していた。ところが第一・第二読会を経て12月21日に付託委員が提示した修正案では、「官立大学校及ヒ之ニ準シタル官立専門学校本科生徒」となり、さらに第三読会での審議の結果、「官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校本科生徒」に変更され、公布にいたる。以下、第三読会での審議を検討していこう¹⁶⁾。

口火を切ったのは渡辺洪基であり、彼は「官立大学校及ヒ之ニ準シタル官立専門学校本科生徒」を、原案どおりの「大学校本科生徒」に戻すよう要求した。「官立専門学校」のうち、工部大学校はともかくも、駒場農学校や札幌農学校は中学校並みであって、「官立大学校」に準じるレベルとはいえない。また、現実には私立大学校は存在しない。そして大学校を名乗れるほどの学校なら文部省によりレベルを保障されているはずであるから、本来は官立・私立を問わず大学校には猶予を認めてよい。以上の三点から、条文で大学校を「官立」と特定する必要はないという考えの持ち主であった。

渡辺の意見はこの文言が抱える問題を端的に示している。一つは「之ニ準シタル官立専門学校」の部分についてであり、具体的には工部大学校、駒場農学校、札幌農学校が東京大学並みの扱いが可能なレベルかどうか、いま一つは「之ニ準シタル」あるいは「専門学校」という語

「官立学校」の輪郭（田中）

のあいまいさである。三浦安は「官立大学校本科生徒」とし、紛議のもととなるこのような用語をカットすることを提案、神田孝平らもこれに賛同した。一方、箕作麟祥は、「準大学校」ともいうべき工部大学校や札幌農学校や駒場農学校を対象とするために、「専門」は削っても「之ニ準ジタル」は残すべきだと主張した。

議論の背景には、大学や専門学校に関する教育令の条文自体に起因する問題もあった。教育令第5条は、大学校で授けるのは「法理学医学文学等」と記し工学や農学を含めておらず、第7・8条は、農業・商業・職工学校を「専門学校」とは別に扱っていたからである。

渡辺の動議には半数が賛成したが、議長の職権により却下され、文部少輔九鬼隆一も同意した箕作の修正案が結局採択され、「官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校本科生徒」となった。

しかし渡辺の発言は、はしなくも、高レベルの教育が実現されているならば、私立学校にも徴兵猶予をみとめるかどうかという大問題を提示していたといえる。第二読会の時点でも、箕作麟祥が「官府県立学校ニ修習セスシテ或ハ善良ナル教師ヲ聘シ若クハ盛大ナル私立学校ニ入ル者」あるいは、「華族ノ共立ニ係ル義学」である学習院の存在に触れ、官立府県立学校以外の私立学校生を念頭に置いてはいた。しかしその扱いが、この元老院会議で焦点化されることはなかった。次章で述べるように、それは改正徴兵令公布以降の懸案事項となる。

東京大学以外のハイレベルな「官立学校」をどのように表現するかという議論の結果、改正徴兵令が「之に準じる」という表現を世に示したことの意味は大きい。発明された「之に準じる」という用語は、思わぬ方向へと歩み出すこととなる¹⁷⁾。

Ⅲ 「准官立」の生成

（1）同志社の運動と森有礼の対応

官立府県立（公立）学校の学生に徴兵猶予の特典を与える改正徴兵令は、私立学校に衝撃を与えた。生徒数の減少、ひいては学校存続の危機を予見した各学校は、特典付与の範囲を私立学校にも拡充することを求めて運動を開始した。

このうち慶応義塾の運動についての研究が進められているが¹⁸⁾、実はもっともねばり強い交渉を続けたのは、新島襄率いる同志社だったのではないか。新島の生涯にわたる詳細な年譜がすでに刊行されており、改正徴兵令公布翌々月の1884年2月より開始された運動の経緯もかなり詳しく把握できる。表1はその事実経過をまとめた年表であり、以下同志社に即して事態を考察してみたい。新島の意見は以下の通りであった。

改正徴兵令第十一、十二、十八、十九条ノ如キハ官公府県立学校ヲ保護シ其ノ教育ヲ勤ムルノ旨趣ナリト認ムレハ、右数条ノ如キ教育保護ノ徳沢ハ只ニ官公府県立学校ノミニ止マラス嚴

表1 同志社の徴兵猶予特典要求運動

1883. 12. 27	徴兵令改正
1884. 2. 2	新島襄, 同人社中村正直と東京専門学校を訪問, 大木喬任文部卿宛上申書写を見る
1884. 2. 8	新島, 参議伊藤博文に会い, 猶予特典に関する考えを聞く
1884. 2. 9	新島, 大山巖陸軍卿と面会, 伊藤博文とも再度面会
1884. 2. 13	新島, 品川弥二郎農商務大輔に会い, ドイツ流の徴兵免除制導入を説く 新島, 九鬼隆一文部少輔に会い, 失望
1884. 2. 15	新島, 政府高官に会い, 大木文部卿と面談するとの約束を得る
1884. 2. 18	新島, 田中不二麿元文部大輔に会い, 無精神と批判
1884. 2	新島, 徴兵令に関する草稿数種作成
1884. 4~	新島, 欧米旅行 (~ 1885. 12)
1884. 12	新島, 小崎弘道に伊藤との面会を指示
1885. 2カ3	小崎, 伊藤に代わる森有礼文部省御用掛と面会, 特権認定方法の示唆を得る
1886. 1. 23	新島上京, 森と面会, 歩兵操練科設置につき相談
1886. 1. 30	新島・山本覚馬・中村栄助の連名による森文部大臣宛歩兵操練科設置願を作成, 北垣国道京都府知事にその進達願を提出
1886. 2. 4	新島, 北垣に設置願の取り計らいを依頼
1886. 4. 10	勅令第15号中学校令・勅令第16号諸学校通則
1886. 5. 19	新島上京, 森と再度面会, 歩兵操練科の件は足踏み状態
この頃カ	新島, 森より宗教色のある学校には歩兵操練科設置も認められないと告げられた旨を北垣に通知
1886. 6. 21	同志社理事会, 秋から体操を必須とすることを決議, 9月より兵式体操開始
1886. 6. 22	文部省令第14号(尋常中学校ノ学科及其程度 兵式体操導入)
1886. 6. 24	文部省令第15号(尋常中学校兵式体操の方法と細目の文相認可制)
1886. 7. 1	文部省令第16号(高等中学校ノ学科及其程度 兵式体操導入)
1886. 8. 6	松山高吉・中村栄助, 「准官立」資格の件で北垣と協議 北垣, 文部省への願書差出を決定した旨, 新島に通知
1886. 9. 1	新島, 北垣に面会し歩兵操練の件を具状
1886. 12. 1	勅令第35号徴兵令改正
1887. 3	新島上京, 文部省で同志社の扱いは考慮中との返答を得る 折田彦市学務局長と相談, 桂太郎陸軍次官から銃器払い下げの話を受ける
1887. 3. 31	文部省訓令第5号(猶予特典対象校の認定基準規定)
1887. 10カ11	徳富蘇峰, 陸奥宗光特命全権公使と面会, 同志社への特典付与に尽力する約束を得る 徳富, 青木周蔵外務次官経由で桂と談判, 周旋を依頼し, 文部省での未進展を新島に報告
1888. 5	新島, 森と面会, 徴兵猶予問題につき話し合い, 高等中学校化を勧められる
1888. 8. 16	新島, 「準官立校」にならずに猶予特典を得たいと中村栄助に告げる
1888. 9. 30	新島上京, 森に猶予特典付与を再度要請し, 徳富や湯浅治郎からも要請 井上馨農商務大臣の協力も得る
1889. 1. 22	法律第1号徴兵令改正
1889. 5. 6	文部省訓令第1号(猶予特典対象校の認定基準規定)
1889. 8. 26	富永冬樹, 米公使から外相へ周旋する策を新島に進言
1898. 3. 16	同志社への徴兵令特権適用(文部省告示第3号)

「新島襄年譜」(新島襄全集編集委員会『新島襄全集』8年譜編〔同朋舎出版 1992年〕)を参考に作成。上京時の新島の行動は「出遊記」(『新島襄全集』5日記・紀行編〔同朋舎出版 1984年〕)によって知られるところが大きい。人名等に伏字が多用される。政府要人はほぼ「新島襄年譜」の推定どおりと考えたが、1884年2月15日に面会した「閑雅ニシテ君子ノ風」があり富士見町に住む人物は、年譜の推定する西郷従道以外の可能性も高いと判断し、特定せず。

「官立学校」の輪郭（田中）

重ナル試験（学科授業法并ニ操練科等）ノ上、府県立中学高等科ニ準スルモノト、或ハ其ノ右ニ出ツルモノト認メラル、私立学校ニモ霑被セラレン事ヲ切望ス¹⁹⁾

学科上の試験手続やその科目、あるいは最寄陸軍営所の士官を派出しての操練科設置と修了後の取り扱いなどをこと細かに記し、政府筋に提案しようとした草案は数種類あり、同志社の将来に対する必死な思いがうかがわれる。

新島の運動は、まず私立学校同士の連帯を図ることに始まり、同人社の中村正直や東京専門学校を訪問した。かたや政府高官を直接訪ね、面会した人物は、参議伊藤博文・陸軍卿大山巖・農商務大輔品川弥二郎・文部少輔九鬼隆一・田中不二磨など多数に上る。「我輩ノ学校ノ生徒ノ如キハ其ノ学力ニ至リ幾分カ中学生徒ノ右ニ出スルモ」²⁰⁾との自負をもつ彼であったが、「小生之東上セシハ決シ而弊校之為ニ特典を乞ヒシニあらず痛く政府之偏派なる所為を駁し不当ニシ而法令を私するを痛論」²¹⁾するのが目的であったと語っている。

表にみるように、上京時に得た要人からの反応は、全体としてかばしいものではなかったが、新島は「今回ノ徴兵令ニハ随分困却仕候、然し余り不当之令と存候得共、早晚大政府ニも御改正あるべしと存候、小生ニハ少しも落胆ハ不仕候」²²⁾と強気の姿勢を見せていた。

1884年4月、新島襄は資金集めも兼ね、一年半を超える欧米旅行へと出かけたが、本件を放念したわけではなく、12月には、アメリカから腹心の小崎弘道に対し、諸参議とりわけ伊藤博文の見解を尋ねるよう指示している。伊藤は2月に新島と連日懇談した折、徴兵猶予特典に関し以下のような「政府ノ情実」を詳しく説明していた——「公立ハ先ツ行キ届キタルト認メ特典ヲ与ヘタルナリト。私立ハ一ニハヨキモノアルモ多クハ不行届ノモノアルニヨル云々。且公立ナレハ政府ノ掌握内ニアルモ、私立ハ検束スル能ハス、故ニ之ニ特典ヲ与ヘ難シ。又中ニハ政府ノ嫌フ所アレハ、別シテ此等ノモノニ特典ハ与ヘ難シ」²³⁾。かたやキリスト教については、ドイツの事情を紹介した上で「往々ハ公認セネハナラヌトノ見込」²⁴⁾と好意的な対応をみせていたから、新島がまず会うべき人物として名を挙げたのは、もっともなことであったと考えられる。

新島の指示に従った小崎は、遣清大使に選ばれ多忙であった伊藤博文とは会えず、森有礼と面談することとなったという。面会は1885年2月下旬から3月初旬のことと推定されるが、森の意見は次のようなものであった。

今差当リ同志社ヲシテ徴兵令ノ困難ヲ免レシムル方ニ策アリ、一ハ同志社ヲシテ准官立学校ト為ス事ニシテ、一ハ同志社ニ歩兵科ヲ設ケ歩兵科卒業ノモノヲシテ徴兵令第二章第十二条ノ特典ヲ蒙ラシムルニアリトス、然リト雖モ同志社ヲシテ准官立学校トスルニ於テハ多少文部省之干涉ヲ受ケサル可ラサルヲ以テ、此事ハ致シ難ケレトモ第二ノ策ハ必ズ行フヲ得可シ、此事

難キニ非ズ、唯非役ノ士官ヲ雇ヒ入レ其科ヲ設ケシムルニ有リトス、愈此方ヲ行フニ於テハ其
 手続等知ラスヘシ云々²⁵⁾

小崎への返事にうかがわれる森の考えは、表に示した新島上京時の高官の反応とは異質かつ
 踏み込んだ内容をもち、注目に価する。彼は基本的に同志社側の主張を容認しつつも、改正し
 たばかりの徴兵令を再改正することは当面難しいとして、このような二つの策を示している。
 一つは、同志社を「准官立学校」とすること、もう一つは、歩兵操練科を設けることにより同
 志社を徴兵令第十二条「現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立学校小学校ヲ除クノ歩兵
 操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ其期末タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ」の特典に与
 らせることであった。かつ森は、「准官立学校」化は文部省の干渉をまぬかれないとして、歩
 兵操練科設置の方を勧めているのである。

小崎が驚いたように、歩兵操練科に関わる現実の徴兵令第12条は、官立公立学校の卒業生
 のみを対象とするものである。しかし森はこれを自己流に拡大解釈し、「私立学校ニテモ差支
 ナシ」と答えたのであった。

森は前年1884年8月の段階で、すでに徴兵令の再改正を構想していた。先述のように新島
 が上京して運動した同年2月には、森はまだ公使としてイギリス赴任中であり、この件は関知
 するところではなかった。新島と入れ違いで帰国した直後の5月、伊藤の意向により文部省御
 用掛となり、ごく初期に手がけた仕事がこの問題なのであった。森は「官立府県立学校（小
 学校ヲ除ク）ニ准スル学校認識ノ制ヲ立ルコト」「歩兵科教授ノ学校認識ノ制ヲ立ルコト」の二点
 を解決した上で、徴兵猶予適用者の範囲を定めた前掲第18条第2項を、「官立府県立学校（小
 学校ヲ除ク）及ヒ之ニ准スル学校ノ定科及ヒ歩兵科ノ卒業証書ヲ所持スル者ニシテ学術上ノ公
 業ニ従事スル者」と改め、第3項も「官立大学校ニ准スル学校認識ノ制ヲ立ルコト」を条件に、
 「官立大学校及ヒ之ニ准スル学校本科生徒ニシテ毎学科定員内ノ者」とする改正案を示してい
 た。さらに、第19条「官立府県立学校（小学校ヲ除ク）ニ於テ修業一ヶ年以上ノ課程ヲ卒リタ
 ル生徒ハ六ヶ年以上徴集ヲ猶予ス」を、「官立府県立学校（小学校ヲ除ク）及ヒ之ニ准スル学校
 ニ於テ修業課程ノ半期ヲ卒リタル生徒ハ其課程卒業ノ定期迄徴集ヲ猶予ス」と改めることも考
 えられていた²⁶⁾。

要するに、「官立府県立」に限られていた猶予特典を、「官立府県立学校に准ずる学校」とい
 う新たな概念の提示によって、私立学校にまで広げることが企図されていたのである。小崎へ
 の返事はこうした方向性の上にある。

だが森は小崎に、特典付与の条件として「准官立」化と「歩兵操練科」設置という二つの方
 法を示していることが重要である。同志社に勧めなかった方の方策、すなわち歩兵操練科設置
 というカリキュラム上の対応に依らない「准官立」学校化、しかも文部省の干渉をとまなうそ

れとは、どのようなものであったのかを次に考察しよう。

（２）「准官立学校」構想

森が御用掛に着任した約半年後の1884年10月、文部省は一連の学制改革案を地方長官に諮問した。高等教育体制の改革を志したこの構想のもっとも斬新かつ主要な点は、府県財政の逼迫を背景に、複数府県が連合して学校を設立することを認め、その具体的方法を示したことにあった²⁷⁾。この「府県連合学校」構想に関わって、改革案のなかに加えられていたのが「准官立学校」案である。学制改革案の全体を先行研究が翻刻しているが²⁸⁾、「准官立学校」設置の意図は次のように述べられている。

准官立学校准府県立学校ノ事

凡学校ハ其諸般ノ施設及管理ノ適否ニ因リ其実効ノ挙否ニ関スルコト固ヨリ言ヲ待タサルヲ以テ或ハ其措置上ノ便否ヲ料リ府県費等ノ維持ニ係ル学校ニシテ当省ノ直ニ之ヲ措置セン事ヲ希フモノナキニアラス其府県連合シテ設置スル学校ニ至テハ殊ニ此事ナシトスヘカラサルナリ此ノ如キハ其殊ニ須要ノ施設ト認ムルモノハ当省敢テ直ニ之ヲ措置スルヲ厭ハス而シテ経費ノ外ハ総テ当省所轄官立学校ニ准シテ之ヲ措置シ且経費ノ如キモ其中学校長ノ俸給費ハ当省ヨリ支出シ尚ホ時宜ニ由リ教員ノ俸給費等ヲモ支出シテ其資費ヲ補助シ以テ勉テ其成功ヲ図ラントス抑モ此制タル府県等ノ稟請ト当省ノ認視スル所ト相須テ其用ヲ為スモノナルカ故ニ或ハ實際其用ヲ見ル事極テ稀レナルカ如シト雖トモ然レトモ既ニ從來此等ノ希ヲ抱クモノアリシモ其制ノ設ナキカ為メニ当省之ニ応スルコト能ハサリシノ事実アリ是レ予メ此制ノ設定アリテ可ナルヘシ

つまり、「准官立学校」とは、「府県連合学校」のように特別必要と認められる学校に関して、経費以外の点において、すべて文部省が所轄する官立学校に準じて措置するという制度であった。「府県モ其管内連合区町村等ノ稟請ニ因リ同一ノ例ニ依リテ措置スルモ可ナルヘシ」との考えからこれに倣って「准府県立学校」も構想された。両者につき定められた規則を、以下引用する（長文につき「准府県立学校」のみに関する条文は省く）。

准官立准府県立学校条例

- 第一 条 連合府県立学校ニシテ文部卿ニ於テ殊ニ須要ノ施設ト認ムルモノハ連合府県ノ稟請ニ因リ准官立学校ト為スコトアルヘシ
- 第三 条 府県立学校連合区町村立学校ハ第一条ニ町村立学校ハ第二条ニ私立学校ハ第一条並第二条ニ依ルコトアルヘシ

- 第 四 条 准官立学校ハ文部省所轄官立学校ニ准シ総テ文部卿ニ於テ之ヲ直管スルモノトス
- 第 六 条 准官立学校ノ経費ハ毎年度若クハ毎数年度文部省ニ於テ予算決定シ文部卿内務卿ト叶議ノ上連合府県ニ適宜配賦シテ毎年弁納セシム該連合府県知事令ハ各其配賦額ヲ府県会ニ達シ之カ徴収方法ヲ議定セシムルコトヲ得ヘシ其一府県ノ稟請ニ係ル准官立学校ノ経費モ此例ニ依ル
- 但連合区町村ノ稟請ニ係ル准官立学校ノ経費ハ本文ノ手續ニ抛リ連合区町村ヨリ弁納セシム該連合区町村ニ関係ノ郡区長若クハ其戸長ハ其額ヲ連合区町村会ニ達シ之レカ徴収方法ヲ評決セシムル事ヲ得ヘク其私願ニ係ル准官立学校ノ経費ハ預メ利金ヲ以テ之ニ充ツルニ足ルヘキ確實ノ資本ヲ保証トシテ大蔵省ニ納メシメ該利金若クハ他ノ資金ヲ以テ之ヲ弁納セシムルモノトス
- 第 八 条 准官立学校ノ経費中学校長俸給費ハ文部省ヨリ之ヲ支出スヘシ時宜ニ由リ尚ホ教員俸給費等ヲ支出スルコトアルヘシ
- 第 十 条 准官立学校及府県立学校ハ又新ニ其設置ヲ稟請スル事ヲ得ヘシ
- 第十一条 准官立学校及准府県立学校設定ノ後ハ已ムヲ得サル事由アルニ非レハ其廃止ヲ稟請スル事ヲ得ス
- 第十二条 准官立学校及准府県立学校ノ経費毎年度ノ出納決算ハ遅クモ翌年度十二月中関係向ヘ示スヘシ

「准官立学校」化の要件として、入学程度やカリキュラムなど教育レベルへの言及はない。ただ文部卿が必要と認め、学校側からの稟請があったときに認定されることがあると示されているだけである。

かつこの制度の肝要な点は、経費支弁主体と管理主体を切り離れたところに成り立っていることである。主に「准官立学校」化が想定されているのは「府県連合学校」であるが、その経費は連合府県側が負うのであり、経費支弁主体は基本的に府県である。ただし経費に関する権利関係は入り組んでいる。「准官立学校」となったなら、予算総額の決定権は文部省と内務卿とに帰属し、経費決定主体は府県側とはいえない。また学校長の俸給、場合によっては教員の俸給も文部省が支出するとされた。

「准官立学校」は「府県連合学校」構想に付随した制度であるものの、単独府県の学校にも適用されることになっているし、第3・4・6条によって、私立学校が「准官立学校」化するための道もつけられていた。これによれば、私立学校の「准官立学校」化は、やはり学校側の稟請により文部卿が必要とすれば、文部省所轄官立学校に準じて文部卿直管となるが、経費については、金利の見込める確実な資本を保証金として大蔵省に納めた上で弁納するものとされた。

森が同志社の小崎に対し、歩兵操練科設置とは区別される「准官立」化方策を挙げたとき、

念頭に置かれていたのは、この「准官立学校」案の私立同志社への適用であったといえる。

こうした文部省の「准官立学校」構想にさきがけて、質的に相通じる考え方を示していたのが、慶應義塾の主宰者福沢諭吉である。

1877年以來、私立学校としては特例として徴兵免役の特権を得るという優遇措置を受けていた慶應義塾も、1883年12月の改正徴兵令によりそれを失い、福沢も学校経営に危機感をもつ。しかし彼の行動や発想は、新島とは異なっていた。福沢は1884年1月から2月にかけて、「徴兵令ニ関シテ公私学校ノ區別」等々の論説を『時事新報』紙上に発表し、私立学校を官立公立学校と差別的に待遇する政策を批判するとともに、1月には東京府知事芳川顕正や内務卿山県有朋に対し、慶應義塾に徴兵猶予の特典を付与してくれるよう働きかけた²⁹⁾。他の私立学校と共闘せず、慶應が他の私立学校とは異なることを説き、いわば「一人勝ち」しようとする福沢のやりかたは、新島からの反感を買ったであろうが、ここで興味を引くのは、「官立に準じる」形態に関する福沢の理解である。

福沢は山県にこう打診した。「彼の学習院の如く、又近来創立の独逸学校の如く、宮内省又は其他の筋より大に保護を得て、如何にも官立に準ずるの実を表する様致度」「若しも此一義御詮義相成、今回特に政府の保護を蒙るとあれば、弥以て他に比類なき私立学校にして、官立に準ずると云ふも他より一切の否議を容るゝ者は有之間敷、且又実に政府に於て毎年若干の金を付与するのみにして、其恩に感ずる者は甚だ少なからず」——つまり彼は、政府からの出資を「官立に準ずる」ための要件と考えている。

引き合いに出されている学習院は、華族出資の学校として、1883年8月以來、宮内卿の監督下に置かれた私立学校であった。翌年に宮内省下賜金を基本金として「官立学校」化することが目指され、1884年4月17日、宮内省の管轄下に移された³⁰⁾。その背景には徴兵令改正問題があり、猶予の特権を得るための措置であった。また1883年10月に開校した独逸学協会学校は、向こう10年間、宮内省から毎年2400年の下賜金を得ることとなり、天皇からも500円の内帑金を受けていた³¹⁾。

これらと同様、ごくわずかでも毎年政府からの資金援助を得たならば、「官立に準ず」と称される資格があると福沢は考えているのである。管理権や経費決定権の所在などをめぐる見解の違いはあろうが、「官立」の要件に、教育レベルや必須科目といった教育の内容ではなく経費出所の観点を見出した点において、「准官立学校」構想に近いものがあり、歩兵総練科の設置や学科レベルのクリアが頭を占めていた新島との違いが認められる。1878年以來、義塾の財政的危機に際し、政府からの資本金借入運動を進めた体験ももっていた福沢ならではの発想であったといえよう。

本章の内容をまとめよう。改正徴兵令に示された「～に準じる」という文言は、東京大学以

外の「官立学校」についての表現という本来の枠を越え、私立学校に関わる問題に転じていった。「官立に準じる」カリキュラム・レベルを有する学校となり徴兵猶予の特典付与を受けようと、私学からの運動が引き起こされた結果である。一方、府県連合学校という新しい形態の学校の発案にともない、文部省では「准官立学校」構想が策定された。「准官立学校」の経費は府県側の支弁によるが、文部卿の直管となり、文部省所轄官立学校なみに取り扱われる。管理の主体と経費支弁の主体を分割し、文部省と府県との権利関係の境界をあいまいにするものであった。当初、文部省と府県との関係を想定したこのシステムは、文部省と私立学校との間にも適用されるものとして構想されていった。

「官立学校に準じること」をめぐるこうした動きは、やがて制度として結実していくことになる。

IV 「准官立」の構造化

(1) 中学校令と諸学校通則の制定

「諸学校令」とは周知のとおり、初代文部大臣となった森有礼の下で発布された教育関連諸勅令の総称であり、近代日本教育制度を刷新した一大画期と位置付けられてきた。学制章程そして教育令と、包括的な総則が公布されてきた従来の形式に対し、帝国大学・師範学校・小学校・中学校という教育内容（レベル）上の学校種別に分割した基本法体系であった点においても、斬新な法制であった。1879年公布の教育令が第2条に「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス」と掲げていたのに対し、1886年の「諸学校令」は、学校そのものについての定義を行うことなく、小学校・師範学校・中学校・帝国大学の存在を自明の前提とし、個々に関する規定という次元から話を始めたのである。

さらに、教育令が「明治五年八月第二百十四号ヲ以テ布告候学制相廢シ」と明言した上で発布されているのに対し、各勅令発布にあたって教育令を廃止する旨の文言はなかった。事実「諸学校令」公布直後より、教育令は廃止されたことになるのかと、複数府県の問い合わせが文部省に寄せられた³²⁾。学制→教育令→諸学校令と、近代日本の教育制度は三段階の法令公布を経て確立にいたったとイメージされているが、法理論上厳密に言えば、「諸学校令」により教育令が廃止されたわけではなく、通念としてそう捉えられるようになったに過ぎない。「諸学校令」は性格のつかみづらい、あるいは多様な解釈を許す勅令として発布されたものであった。

総則的条文を欠く「諸学校令」に名称定義に関わる規定は設けられず、各勅令中に「官立」の語は一切使用されなかった³³⁾。「官立」が問題となる可能性があるのは、高等教育に関わる学校であるから、4月10日公布の中学校令（勅令第15号）より、新制度「高等中学校」に関

「官立学校」の輪郭（田中）

わる条文を引用する。

- 第 一 条 中学校ハ実業に就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス
- 第 二 条 中学校ヲ分カチ高等尋常ノ二等トス高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス
- 第 三 条 高等中学校ハ法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得
- 第 四 条 高等中学校ハ全国<sup>北海道沖縄
県ヲ除ク</sup>ヲ五区ニ分画シ毎区ニ一箇所ヲ設置ス其区域ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第 五 条 高等中学校ノ経費ハ国庫ヨリ之ヲ支弁シ又ハ国庫ト該学校設置区域内ニ在ル府県ノ地方税トニ依リ之ヲ支弁スルコトアルヘシ但此場合ニ於テハ其管理及経費分担ノ方法等ハ別ニ之ヲ定ムヘシ
- 第 七 条 中学校ノ学科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第 八 条 中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ

「高等中学校」は、前述の「准官立学校」の基本理念を具体化した制度であったといえる。第2条で「文部大臣管理」としながらも、第5条で区域内府県からの支弁がありうることを説き、管理と経費負担の問題を分断している。ただ、府県側のみによる経費支弁の形を記しておらず、国庫金の支出が必ずあることになっているから、その点においては、国が管理しかつ経費も負担するという一元的あり方が保全されてもいる。

4月に発布された教育勅令には、師範学校令・小学校令・中学校令と同日に発布された諸学校通則（勅令第16号）がある。諸学校通則は主に学校の設立方法について定めた内容をもつが、他の校種別勅令とは異質である。試みに諸辞典や概説書類における「諸学校令」の項目を集めてみると、ここに諸学校通則を含める記述と、帝国大学令・師範学校令・小学校令・中学校令の四勅令のみを挙げている記述とがある。常識的用語とされている「諸学校令」であるが、実はその定義が一定していないのは、諸学校通則の意味が理解しにくいものだからであろう。

奇妙な法令、諸学校通則の本文は、以下のとおりである。

- 第 一 条 師範学校ヲ除クノ外各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得但寄附人ノ望ニ依リ其名称ヲ附スルコトヲ得
- 第 二 条 寄附金ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス
- 第 三 条 学校幼稚園書籍館等ノ設置変更廃止其府県立ニ係ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ経ヘク其区町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ許可ヲ経ヘシ其私立ニ係ルモノハ設置変

更ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク廃止ハ府知事県令ニ上申スヘシ

第 四 条 凡教員ハ文部大臣若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ

第 五 条 公立学校ノ用地ハ免税タルヘシ

このうち、第2条は前年8月公布の第三次教育令第23条、第3条は同第16・17条、第4条は同第25条、第5条は同第22条の内容を継承したものであり、まったくの新規な内容をもつのは第1条のみである。総則としての教育令から、別個勅令が新たに規定した師範学校・小学校・中学校それぞれに関わる条文を引き算し、消去するわけにはいかない諸学校共通の条文、いわば残りものの条文を「諸学校通則」としてまとめておいた。そこに、唯一新規な内容を述べる条文を第1条として加えた、という作成経緯だったのではないか。「諸学校令」のなかでも影が薄く付則的に捉えられる諸学校通則であるが、実はこの勅令こそが「諸学校令」制定過程の特質を映し出しているとみえる。

第1条からは、師範学校以外の学校すべてがこの勅令の対象となるという解釈が成り立ち、英文でも“Imperial Ordinance General Regulations for Schools”と表現され³⁴⁾、総則的な規定との印象も与える。しかし地方では、個別の勅令が設けられなかった「専門学校」がこの諸学校通則に基くと、すなわち諸学校通則を専門学校令として捉える向きもあった³⁵⁾。

唯一オリジナリティを認められる第1条であるが、これこそが前述の「准官立学校」構想中、私学の「准官立」化方策として示されていた内容を反映した条文である。資本の管理先が大蔵省から文部省に変更されるという違いもあり、かなり大雑把な枠組しか示していないが、高等中学校制度と同様、管理と経費負担の問題を分断した上に成り立っている。

「准官立学校」が法上の用語とならなかった理由は史料的に確認できないが、「准」（あるいは「準じること」）の不明瞭さによる混乱を避けたといったところが妥当であろう。しかし本節でみてきたように、「准官立学校」の理念は、府県対策・私学対策に分かたれ、それぞれ中学校令と諸学校通則のなかに埋めこまれた形で実現したといえる。

ただ、府県と関係する高等中学校については、府県会の抵抗や府県会規則・地方税規則との齟齬を背景に、1888年8月、経費を府県が分担することの停止が決定された³⁶⁾。これにより管理と経費支弁主体が国に一元化され、高等中学校は「准官立」の性格を失ったといえよう。ゆえに「准官立」は、主に私学の問題となっていく。

(2) 同志社の運動と徴兵令再改正

同志社にとって、第三章(1)にみた森からの回答は希望の光であった。小崎は早速同志社に歩兵操練科を設置するよう新島に進言、1885年12月に帰国した新島は、あらためて徴兵猶予特典の付与を求める運動を本格化する。表1に基き、「諸学校令」公布をはさんで続けられ

たその後の運動を追ってみる。

1886年1月、新島は文部大臣となったばかりの森に面会した。「殊之外手軽ニ引受呉候」³⁷⁾との感触を得、同志社は文部省に提出する「歩兵操練科設置御願」を北垣国道京都府知事の手元に送り、取り扱いを依頼した³⁸⁾。1月から2月にかけて、森と新島、仙台出身の富田鉄之助の間では、「同志社分校」と称されるキリスト教系学校（東華学校）として後に発足する仙台での英学校設立についての話し合いも進められ、森からは好意的な反応を得ていた³⁹⁾。富田は歩兵操練科の設置についても、「多分文部之御許可ヲも被得」⁴⁰⁾との楽観的な見方を示していたが、5月、再度上京した新島に森は面会、宗教色のある学校には歩兵操練科設置による特典も認められないと釘を刺す場面もあった⁴¹⁾。新島は北垣に森の応対ぶりを報告すると同時に、文部省への歩兵操練科設置願の取り次ぎを重ねて依頼、8月には同志社の松山高吉と中村栄助が北垣を訪問して「准官立之資格ニ願立之事」を協議、北垣は願書の提出決定を新島に知らせる⁴²⁾。9月には新島が北垣を訪問し、また富田からは森も内々に尽力しているとの報告があった⁴³⁾。

この間の経緯に関する史料には、「准官立校」「准官立兵科」などの語が頻出する。同志社が目指すところ、「官立」に準じる存在として認められることを指して、「准官立」の語が使われていた。

中学校令により設置が決まった尋常中学校と高等中学校について、1886年6月には両者の「学科及其程度」が文部省令によって公布された。ここでは、尋常中学校の4・5年で2時間、高等中学校で2年間各3時間の「兵式体操」導入が決められている。尋常中学校における兵式体操の細目と方法は文部大臣から認可を受けることが必要とされ、さらに細目は訓令により指定された。

同志社では1886年6月、「体操科」を秋から教科に編入することを生徒に通告⁴⁴⁾、9月からは“military drill”導入に向けての動きが活発化し、やがて担当教師も雇用される⁴⁵⁾。

一方、1886年末には私立学校に対する徴兵猶予の道が開かれた。神辺靖光が事実経過を追っているように⁴⁶⁾、1886年12月1日公布の勅令第35号改正徴兵令は、第三章（1）に引用した徴兵令第11条、第12条、第18条第2項、第19条、第20条第3・5項中の「学校」の次に（第19条は小学校ヲ除クの次に）、「及ビ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校」との文言を加え、文部大臣の認定を得られれば、府県立以外の公立学校（区町村立学校）や私立学校にも猶予の特典が与えられることとなった。さらに翌1887年3月31日の文部省訓令第5条は、認定条件を以下のように示し、「該事項ヲ具備スルモノアリト思考スルトキハ其状況ヲ稟申スベシ」とした。

一、入学ノ生徒ハ尋常中学校ノ如キ成規アルモノヲ除ク外、高等小学校卒業ノモノ、若クハ之ニ均シキ学力ヲ有スルモノタルベキ事

- 一、学校長及教員任免ノ方法一定確實ナル事
- 一、授業料束脩等ノ如キ予メ確定シ難キ収入金ヲ除キ毎年ノ費金中二千四百円以上ハ全ク資本ノ利子ト認メ得ベキモノアル事

ここでは、学校の入学程度、人事や資本の安定性といった運営に関わる問題が挙げられている。つまり同志社にとってみれば、長く要請してきた歩兵操練科の設置が成ったところで、そのみが猶予特権付与の条件となるわけではなく、教育カリキュラムやレベルの問題に加え、学校運営面での条件が正式に課されたということになる。

1889年1月22日に法律第1号で徴兵令が再改正されると、5月6日の文部省訓令第1号により、特典にあずかることができる学校の条件には、従来の教育レベルや人事・資本の項目に加え、規模や実績に関わる項目（「所定ノ学科ヲ教授スルニ足ルベキ教員及校舎器具地所等ヲ具備スル事」「設置以来三ヶ年ヲ経テ相当ノ成績アルモノタルベキ事」）が加わる。

同志社の運動は、認定条件が厳しく定められた1887年以降も続けられた。3月、新島は再度上京し、文部省学務局長の折田彦市を訪問した。「同志社ヲ官立校同等ト認ラルルノ手段当時文部ニテ勘考中」であり、また、陸軍次官桂太郎からは廉価での銃器払い下げを取り付けた⁴⁷⁾。側面からは徳富蘇峰による支援も行われた。同志社へ恩返ししたいと考える徳富は11月頃、特命全権公使陸奥宗光・外務次官青木周蔵・桂太郎に接触して同志社の認定を頼み込んでいる⁴⁸⁾。徳富は「若し只学校維持金の完全ならざるか為め文部省の許を得る能はざる場合の共候ハ、小生も少々愚案有之随分一時融通作用を以て之を操回す事の出来間敷ものにはあらざる可しと相考申候」と述べ、文部省訓令第5条における資本金のハードルを懸念していた。

1888年は、かねてからの同志社の大学設置運動がもっとも盛り上がり、政界からは前出の陸奥・青木のほか、農商務大臣井上馨や外務大臣大隈重信、加えて財界人も協力を惜みず、支援集会が重ねて開かれた年である⁴⁹⁾。こうした集会において森の参加は確認できないが、同年5月、上京した新島と徴兵猶予を得る方法について討議を重ねるとともに、同志社を高等中学校にすべきであり、専門科を設置した上で力さえあれば、卒業生に大学卒業生（学士）の称号を与えることも可能だと発言している⁵⁰⁾。

8月になって新島は、「徴兵猶余ノ特典ヲ蒙ルニハ矢張官立校トナレネハナラヌモノカ……願クハ準官立ノ名義ナクシテ右ノ特典ヲ得ラヌモノカ」との思いを吐露している⁵¹⁾。この時、徴兵猶予の特典を得るには、文部省訓令第5条の条件をクリアし申請する方法と、諸学校通則に依り文部省の管理下に入る方法とがある。後者の方が認可実現の見込みが高いが、文部省の管理を受ければ自主性が喪失されるであろうことへの悩みであると読み取れよう。新島は森から、山口高等学校や鹿児島県造士館のように、諸学校通則にのっとった高等中学校化を勧められていた可能性が高い⁵²⁾。そしてこの頃になると、「準官立」は単に「官立に準じた扱いを

「官立学校」の輪郭（田中）

受ける」ということではなく、諸学校通則に則り管理を文部省に委ねる形態を指して使われる用語となっていた。9月に新島は、徴兵猶予の特典を再度要請する書面を森に書き送っており、同志社の将来を諸学校通則による認定に託す選択はなされなかった。

1887年中に認定された私立学校は、独逸学協会学校および済々黌と、井上毅とゆかりの深い学校のみである⁵³⁾。井上はそもそも、1883年12月の徴兵令改正以前に慶応義塾が特別に特権を得ていたことに反感を示しており⁵⁴⁾、森とは異なって、私立学校への適用には厳しい姿勢をみせていた。私学の雄慶応義塾ですら、特典適用認定を受けるのは1896年となる⁵⁵⁾。

アメリカ公使から外務大臣に働きかけるという「秘中の秘」策が探られるなど⁵⁶⁾、1889年中も認定運動は続けられたが、結局、同志社が認定校となるのは約10年後、1899年のこととなる。①前述のように、1889年5月の文部省訓令によりさらに認定基準は厳しくなり、②キリスト教主義の学校に理解があり期待も寄せていた森が1889年2月に世を去り、③1890年1月に新島も死去する、といった複合的条件の下、同志社側の運動も力を失い、認定への道は険しさを増したということではないだろうか。1890年代の動きについては、後日の検討を期す。

本章の内容をまとめよう。前節でみたように、教育令期に引き続き「諸学校令」は「官立学校」についての規定をもたず、先立つ制度改革構想の新機軸でもあった「准官立学校」の用語も法令には示されなかった。しかし、経費支弁主体と管理主体の分断により成り立つ「准官立学校」構想は、中学校令の定める高等学校制度および諸学校通則によって、実質上制度化された。「准官立」の用語は公式には見えなかったが、「官立」なみの待遇を得る学校を表すことばとして、やがては諸学校通則の適用された学校を指すことばとして、私立学校の徴兵猶予特典要求運動のなかでも使われ続けた。特典付与対象校としての認定条件は、教育レベルの面に加え、人事・資本・設備等々運営体制の面からも具体的に定められていき、私立学校にとってのハードルは高くなっていったものの、特典を保証される諸学校通則の適用は、文部省に管理権が移譲されることを意味したため、私学には踏み切り難いものであったといえる。

おわりに

近代日本の教育制度形成史は、ゼロからではなく混沌状態から始まった。規模・形態ともにさまざまな教育機関が存在する状況を、有効かつ体系化された教育体制に編成していく難事業の歴史であった。そのなかで、何を「官立学校」「公立学校」「私立学校」とみなすのかも、既設校の実情や動きを斟酌しながら模索された。

本稿では、明治前期の教育関連法令にまつわる動きに沿って、「官立学校」概念の変遷を追ってきた。

1872年の学制章程下に「官立学校」は広義の概念として登場し、「公学」と同義とみなされた。1874年、「官立」「公立」「私立」の定義が初めて示され、これが戦前唯一の包括的規定、かつ唯一の「官立学校」規定となった。これを廃止した1879年の教育令は「公立学校」「私立学校」の要件を定めたが、「官立学校」については定義が放棄された。1883年徴兵令改正を契機に、猶予特典の付与を求める私立学校の運動が起り、そもそも定義のない「官立学校」について、「官立に準ずる」という周縁概念が登場した。一方で1884年には、府県連合学校や私立学校を「准官立学校」と認める構想が文部省により打ち出された。これは1886年の「諸学校令」において内容的には実現をみた。だが、「准官立」が法令用語として使われることはなく、「官立」ともども、定義されることもなかった。

学校の種類についての根本的規定を欠く「諸学校令」が、不備・不完全であることは、文部官僚も認識していたに違いない。1890年代以降の動きは別箇の検討課題となるが、教育制度に関わる諸改革案のなかにみられる特徴についてのみ、触れておく。

まずは1890年の芳川顕正文相期に、小学校令・中学校令・師範学校令・専門学校令・大学令からなる新たな改革案が作成される⁵⁷⁾。これらの法令においては、「中学校ハ其設立者ノ差別ニ従ヒ之ヲ分テ官立中学校、公立中学校及私立中学校トシ公立中学校ハ更ニ分テ府県立中学校、郡立中学校及市町村立中学校トス」(中学校令)、「専門学校ハ其設立維持ヲ国家ニ於テスルモノヲ国立トシ府県郡市町村ニ於テスルモノヲ府県郡市町村立トシ私人ニ於テスルモノヲ私立トス」(専門学校令)、「大学ハ国立トシ国家ニ於テ之ヲ設立維持スルモノトス」(大学令)と示される。「官立」だけではなく、早くも「国立」の呼称も登場していることが目を引くが、学校の種類を「官(国)立」「公立」「私立」に区分し、教育の種類・段階に応じた法令ごとに、学校の種類を列挙する試みがなされていた。しかしこれらの法案が成文化することはなかった。

さらに、1894年に始まる西園寺文相期に、「(諸)学校令」「(諸)学校令通則」等々の名で起草された新たな教育法令には、冒頭に学校全体を定義する条文が置かれた⁵⁸⁾。学校の種類については「学校ハ其造営者ノ種類ニ依リ官立公立私立ノ三トス」「学校ハ設立者ノ種類ニ依リ官立公立私立トス」、また区分については「国庫ノ経費ヲ以テ設立スルモノヲ官立トシ府県郡市町村等ノ公費ヲ以テ設立スルモノヲ公立トシ一箇人ノ私費ヲ以テ設立スルモノヲ私立トス」「国庫ノ経費ニヨルモノヲ官立トシ府県郡市町村町村学校組合及ヒ区ノ経費ニヨルモノヲ公立トシ及ヒ一個人又ハ結合ノ経費ニヨル者ヲ私立トス」など、包括的な規定を設けるべく努力が重ねられていたことを、現存する複数の草稿から確認できる。だがこれもやはり公布をみることはなかった。包括的な学校の名称区分・定義という課題は、なおも持ち越されることになる⁵⁹⁾。

最後に、「はじめに」に示した①～③の検討課題にそくして、本稿の明らかにしたところをまとめて閉じよう。

「官立学校」の輪郭（田中）

- ① 学制期において、「官立学校」の主体は文部省と規定された。教育令は「官立学校」の定義を避け、他官庁の教育機関の位置づけをあいまいにしたが、徴兵令改正問題下で他官庁の「官立学校」の存在は自明となった。一方「准官立学校」構想は、文部省と府県、あるいは文部省と私学にまたがって主体を設定するものであった。
- ② 学制章程下、「官立」の要件は、文部省からの経費支出の有無に求められた。1874年には文部省の管轄が要件に加えられた。一方「准官立」構想は、府県や私学が経費を負担する学校を文部省の管轄下に置くものであった。「官立に準じる」ことを目指した私学が想定していたカリキュラムや教育レベルの問題は、「准官立」の要件に入っていない。
- ③ 1874年の布達のみが、「官立学校」について経費支弁と管理の主体を文部省に一元化している。それ以前は、管理の主体は不問である。一方「准官立」構想は、管理と経費支弁という営みを意識的に切り離し、それぞれ別の主体が担いうる構図を描いたものであった。これは「諸学校令」体制下に、高等中学校制度（文部省管理・国と府県の経費支弁）と諸学校通則（文部省管理・私立学校側の経費支弁）によって実現することになる。高等中学校はやがて管理主体と経費支弁主体が国に一元化された制度となるが、私学に関わる諸学校通則は1899年の改正、翌年の廃止にいたるまで、生命力を保つ。

近代日本教育制度形成期における「官立学校」の輪郭は不鮮明なものであったが、それゆえに、「准官立」という独特の「隠れた制度」を周縁に生み出したといえよう。

注

- 1) 鈴木勲『逐条学校教育法』（学陽書房 1999年）
- 2) 拙稿「地域における「官立学校」の成立——高等中学校医学部の岡山県設置問題——」（『史料』第92巻6号 2009年）
- 3) それは教育史の分野とて例外ではなく、近年の荒井明夫「近代日本公教育成立過程における国家と地域の公共性に関する一考察」（『教育学研究』第72巻第4号 2005年）などがある。荒井の論考は、「近代日本における公教育成立過程」を「学校設置政策およびそこでの国家的公共性と地域的公共性の展開を軸に整理」することを目的に掲げ、「公と私」「官と民」を構造化する教育政策（「国家的公共性」）、またその実現を可能にする存在として、教育機関を自主的に組織する地域指導者たちの動き（「地域的公共性」）を、事例に基づき段階的に説明する。「官立」と「府県立」が「私立」に対し優位にたつ、すなわち「官」による「私」の支配が可能となる構図が成立した」との結論的文章を検討しよう。ここでも、国と府県とがともに「官」とまとめられているが、これは「私」あるいは「民」の動きが、主に小・中学校の設置を念頭に、地域民衆の自主的拠出や地元有力者の活動といった次元において捉えられているためと考えられる。その結果、必然的に「官」との関係はすなわち府県との関係と読み替えられることとなる。対するに拙稿では、国との直接的関係をもつような「私」「民」の動き——従ってそれは小・中学校より

高度な教育の分野におけるそれとなる——を念頭におき、国すなわち「官」との関係を考えていく。また、「官」「公」「私」あるいは「民」は、史料用語であるとともに分析概念でもあるため、混乱を招きやすい。特に「公」は、史料用語としても含意が不分明であることに加え、分析概念として用いる折にも、実態をそう表現する場合と、「あるべき公共性」といった意味で使用する場合とが混在し、論者による異同もあいまって、さらに混乱の度は深まる。「官」についても、荒井の文章では、史料用語とも分析概念ともとれる「官立」と、分析概念であろう「官」とが混在している。冒頭に述べたように、そもそも「官立」の語句自体の規定がほぼなく、不確実性・流動性・可変性の高い用語であった。拙稿ではこれらの語を分析概念として用いることは極力避け、まずは史料用語として、当時どのような意味で使われていったのかを把握することに努めたい。

4) 前注荒井論文

5) 一方、「公立学校」の定義に使われる「保護」の語意であるが、「保護」はすでに学制章程において、「凡学校ヲ設立シ及之ヲ保護スルノ費用ハ中学ハ中学区ニ於テシ小学ハ小学区ニ於テ其責ヲ受クルヲ法トス故ニ官金ヲ以テ之ヲ助クルモノハ学区ヲ助クルモノナリ」（第98条）との言い回しで使われている。ここからは、学校を「設立」する費用と「保護」する費用（“initial cost”と“running cost”）とを区別する意識があったことがうかがわれるが、「保護」は今日の「維持」といった意味で使われているものと推測される。

6) なお、「公立病院」は「公立学校」に比し、府県税の支弁や府県庁による設立など、府県の機能を重視した概念化が図られている。これは、医療や医学教育が現実に府県主体で実施され、府県なくしてはありえなかった状況を反映したものであろう。

7) 文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第二巻（龍吟社 1938年）所収。原文は内閣記録局編『法規分類大全』第一編学政門（1891年）に収録。

8) 倉沢剛『教育令の研究』（講談社 1975年）第一章「田中不二麿の教育政策と教育令の制定過程」を参照。法制局が「官立」の文字を削除した理由は、「教育令は小学校条例であり小学校は公立か私立かで官立ではないからだったと思われる」と述べられるが、根拠が示されず、にわかには首肯しがたい。

9) 注7) 所収

10) 前掲倉沢第五章「自由主義の大学政策と大学財政の窮迫過程」を参照。以下、教育令案をめぐる元老院での審議は、「教育令布告案」（元老院会議筆記刊行会『元老院会議筆記』前期第六巻1963年）による。

11) 斎藤は当初、「学制ヲ布告セシ年ノ八月二十九日ヲ以テ官立公立私立ノ名称ヲ一様ニ為ス可キ旨ノ布告アリ尋テ同七年又此事ニ就キ布告セシ者アリ故ニ官立ノ字ハ之ヲ挿入セサル可ラス」と発言するが、「官立」「公立」「私立」を定めたのは明治7年8月29日の前掲文部省布達第22号であって、事実認識を誤っていたとみられる。

12) その他、「泰西各国皆大学ハ欠ク可ラサルモノトシ大学ハ国税ヲ以テ之ヲ建ルノ明文ヲ法律ニ掲グ」とする佐野に対し、細川潤次郎は各国の実例を挙げ、「欧米ト雖モ其学況ヲ見ルニ独リ普通教育ノミニ関渉スルモ決シテ大学ニハ関渉セサルナリ」と述べる文部官僚辻サイドの擁護を図っている。欧米の大学事情に関する各論者の知識については、今後の課題としたい。また、「官立」「公立」「私立」、あるいは「管理」「保護」「監督」等々の概念が英語でどのように表記されていたのかも検討に値するテーマであり、教育令に先立つマレー「学監考案日本教育法及同説明書」の英文版などの素材も想起されるが、後日に委ねる。

13) 1881年6月15日太政官達「文部省所轄官立学校図書館教育博物館職員名称等給制定」、1883

「官立学校」の輪郭（田中）

年11月2日文部省達「文部省直轄官立学校学生生徒及公立学校生徒中不都合ノ行為ニヨリ退学ノ者私立学校ニ入学禁止」。1883年8月28日には、文部省告示第1号「文部省直轄学校図書館教育博物館等へ図書物品類寄附手續並運搬費支給方」として、ついに「官立」をはずした「文部省直轄学校」という表記も出現し、以後1888年4月2日勅令第19号「文部省直轄学校収入金規則」など、後々まで使われる用語となる。

- 14) 「」内引用は、1884年8月森有礼「徴兵令改正ヲ請フノ議」（『新修森有礼全集』第一巻〔文泉堂書店 1997年〕所収）による。
- 15) ここでの「府県立」と「公立」との違いは、教育令第十九条に照らし、前者を地方税によるものに限定、後者を町村の公費によるものを含めて考えているといえる。
- 16) 以下、改正徴兵令案をめぐる元老院での審議は、「徴兵令改正ノ議」（前掲『元老院会議筆記』後期第十八巻 1974年）による。
- 17) 以下、史料により「準」「准」の表記がまちまちであるが、基本的に含意の違いはないと考える。「準ずる」といった動詞では「準」が、「准官立」など名詞化された際には「准」が使われることが多い。本稿においては、史料・文献引用の際にはそのまま引用し、分析概念として地の文で用いる際には「準」を優先させる。
- 18) 中野目徹「徴兵・華族・私学——官庁文書にみる福沢諭吉、慶応義塾——」（『近代日本研究』第五巻 1989年）、寺崎修「徴兵令と慶応義塾」（笠原英彦・玉井清編『日本政治の構造と展開』慶応義塾出版会 1998年）。両論文から析出される文部政策像は、本稿の描くそれとかなり異なるため、森有礼およびその文政評価の問題として総合的な見解を示す必要があるが、この点に関しては、稿を改め論じたい。
- 19) 「〔改正徴兵令ニ対スル意見書（A）〕」（『新島襄全集』1教育編〔同朋舎出版 1987年〕所収）。ここで引用した意見書案は（A）であるが、全集には（C）までの三種類の草案と「〔改正徴兵令ニ関スル〕請願ノ要旨」が収められる。趣旨はいずれも同じであるが、文言の異同があり、別案には「之ニ準スルノ高等私立学校」等の用語もみられる。
- 20) 1884年12月16日小崎弘道宛新島襄書簡（『新島襄全集』3書簡編I〔同朋舎出版 1987年〕所収）
- 21) 1884年3月12日森本介石宛新島襄書簡（『新島襄全集』3）。慶応義塾のみの利益を図る福沢の行動（後述）への皮肉とも感じられる。
- 22) 1884年2月27日土倉庄三郎宛新島襄書簡（『新島襄全集』3）
- 23) 注20) 書簡
- 24) 前掲「出遊記」。なお本論に関係し、1884年の伊藤・森らをめぐる政界事情については、これをキリスト教問題として読み解いた山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版会 1999年）第三章「キリスト教公許構想と教導職廃止」を参照。
- 25) 1885年3月10日新島襄宛小崎弘道書簡（『新島襄全集』9来簡編上〔同朋舎出版 1994年〕所収）
- 26) 前掲森「徴兵令改正ヲ請フノ議」および「参事院提出の徴兵令改正理由書案」（前掲『新修森有礼全集』第一巻所収）
- 27) 詳しくは、拙稿「府県連合学校構想史試論——一八八〇年代における医学教育体制の再編」（『一八八〇年代教育史研究年報』第一号 2009年）を参照。
- 28) 前掲倉沢剛『教育令の研究』、湯川嘉津美「1884年の学制改革案に関する考察」（上智大学『教育学論集』40号 2005年）。以下引用は後者による。
- 29) 1884年1月29日付山県有朋宛福沢諭吉書簡（慶応義塾『福沢諭吉全集』第17巻〔岩波書店

- 1961年)], および〔慶応義塾生徒徴兵免除に関する願書〕(『福沢諭吉全集』第19巻〔岩波書店1962年])。いずれも慶応義塾『慶應義塾百年史』上巻(1958年)第四章「維持経営の困難と打開」に引用され、芳川宛願書について、注18)中野目・寺崎論文が分析している。
- 30) 学習院百年史編纂委員会編『学習院百年史』第一編(学習院 1981年)。1884年1月31日、木村弦雄が提出した「学習院改革考案」がもととなる(同書所収)。
- 31) 新宮讓治『独逸学協会学校の研究』(校倉書房 2007年)。同書には「準官立」という史料用語についての検討はないが、独逸学協会学校がいつ「準官立」と呼ぶうる内実を備えたかという観点からの考察がある。
- 32) 「三学校令諸学校通則質疑問答」(『大日本教育会雑誌』第32号 明治19年5月31日)
- 33) 帝国大学令は、帝国大学は官立とするといった旨の条文を一切含まずに、それを自明とした上で、帝国大学の理念や構成について定める。小学校令には「私立」、後掲の諸学校通則には「公立」の語が一ヶ所含まれる。
- 34) 国立公文書館所蔵(E 019930)。注12)でも述べた、法令の欧文表記を通した概念検討は後日を期す。
- 35) 例えば「新定諸学校通則に依れば此の校〔岡山県医学校〕単立せば地方税を以て支弁すべきものとならざるに至る」(「岡山学校をして高等中学校と為すの階梯を準備すべし」『山陽新報』明治19年7月27日)と捉えた岡山県下の世論がそうである。
- 36) この点については、拙稿「第三高等中学校設置問題再考——府県と官立学校——」(『京都大学文学部研究紀要』第3号 2005年)、および注2)27)拙稿参照。
- 37) 1886年1月26日市原盛宏宛新島襄書簡(前掲『新島襄全集』3)
- 38) 「同志社記事」明治19年1月30日(『同志社百年史』資料編一〔同志社 1979年〕所収)、1886年2月4日北垣国道宛新島襄書簡(『新島襄全集』3)
- 39) 前掲『同志社百年史』通史編一(同志社 1979年)参照。仙台における「諸学校令」体制下の文部省・宮城県・キリスト教勢力の高等教育をめぐる関係については別稿を用意している。
- 40) 1886年3月25日新島襄宛富田鉄之助書簡(『新島襄全集』9上)
- 41) 前掲「出遊記」,〔1886〕年北垣国道宛新島襄書簡草稿(月日不明)
- 42) 1886年8月6日新島襄宛北垣国道書簡(『新島襄全集』9上)
- 43) 北垣国道日記「塵海」明治19年9月1日条(京都府総合資料館所蔵)、1886年9月26日新島襄宛富田鉄之助書簡(『新島襄全集』9上)
- 44) 前掲「同志社記事」明治19年6月24日
- 45) 松井全・児玉佳興子翻訳“Doshisha Faculty Records 1879-1895”(同志社大学人文科学研究部同志社社史史料室 2004)。1886.6.21, 9.11, 9.12, 9.23, 1887.4.26, 5.26, 6.21, 9.17, 10.27, 1888.10.4の各条に記載がある。“Military Drill”のために雇用された“Takagi”や“kawata”といった人物の特定はできなかったが、伏見営所から招いた陸軍軍人ではないだろうか。彼らには一日二時間の教習で月五円以上が支給されていた。
- 46) 神辺靖光「明治後期における私立中学校の設置——諸学校通則による府県管理学校と徴兵令による認定学校をめぐって——」(『日本私学教育研究所調査資料』第65号 1979年)。ここでは、私立学校への猶予特典付与の実現を、「福沢の攻撃や与論が功を奏したのか」と述べられるが、三年近く前の福沢の言論活動よりも、本稿でみてきたように、政府高官筋に働きかけ文部省や府との交渉を具体的・継続的に進めていった同志社の運動が大きかったと考える。ともあれ、「私立学校を諸学校通則や徴兵令によって府県立中学校と同一とみなすとか、官公立学校と同等とみ

「官立学校」の輪郭（田中）

なすとか言うことは一体どういう意味を近代学校の上にもたらしただのであろうか」との問いを立て、「府県立学校と同一とか、官公立学校と同等との認定が文部大臣によって発せられ……官公立学校が学校の規準を示すものとなったからこそ、認定されるか、されないかが私立学校の格を示す尺度となり、時には死活問題にもなってゆくのである。こうした意味において諸学校通則と徴兵令は日本の近代学校発達史上に一つの大きい問題を残したと言わねばならない」という神辺の結論的見解については、注3)荒井論文の結論との異同も含め、今後検討せねばならないだろう。

- 47) 1887年3月19日新島公義宛新島襄書簡（『新島襄全集』3），前掲「出遊記」
- 48) 1887年11月3日・19日新島襄宛徳富猪一郎書簡（『新島襄全集』9上）
- 49) 前掲『同志社百年史』通史編一参照。なお、次注史料によると、井上馨も徴兵猶予特典問題に協力することになる。
- 50) 新島襄「漫遊記」（『新島襄全集』5），1888年8月11日下村孝太郎宛新島襄書簡（『新島襄全集』3）
- 51) 1888年8月16日中村栄助宛新島襄書簡（前掲『新島襄全集』3）
- 52) 1886年11月20日，山口県中学校は私立防長教育会の寄付金によって諸学校通則の適用を受け，文部省管理の山口高等中学校となる。翌1887年12月20日，同様に鹿児島県も諸学校通則の適用により，県高等中学校造士館設置にいたる。
- 53) 井上と独逸学協会学校については，前掲『独逸学協会学校の研究』，井上と済々黻については，佐喜本愛「1883年徴兵令改正と中等教育——熊本を事例として——」（『1880年代教育史研究会ニューズレター』第22号 2008年）を参照。
- 54) 〔1879〕年9月7日伊藤博文宛井上毅書簡（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一〔塙書房 1973年〕所収）。前掲『慶応義塾百年史』上巻がこの書簡を1884年との推定の下に引用しているが，言及された徴兵令の内容から，『伊藤博文関係文書』の推定どおり1879年と思われる。
- 55) 『法令全書』により，1888年以降特典付与が認定された私立学校を拾い出しておく。1888年尋常大村中学校，1889年猶興館（長崎県）・成城学校，1892年大谷尋常中学校（金沢市），1894年水産伝習所（東京府）・埼玉和英学校本科，1896年東興義塾中学部（翌年取り消し）・慶応義塾普通科高等科大学部，1898年同志社・神宮皇學館，1899年尋常中学鳳鳴義塾（兵庫県）・早稲田中学校・東京専門学校。それぞれに認定にいたる背景があると想像できるが，いずれもまた究明したい。慶応義塾の運動については注18)寺崎論文参照。
- 56) 1889年8月26日新島襄宛富永冬樹書簡（前掲『新島襄全集』9上）
- 57) 東書文庫所蔵，順に111-5-2，111-23-2，111-20-2，111-21-2，111-22-2。佐藤秀夫「1890年の諸学校制度改革案に関する考察」（初出1971年，同『学校の文化史1 学校の構造』〔阿吽社 2004年〕所収）が，これらを「五学校令案」と名づけ，教育制度史上の位置付けを図っている。
- 58) 京都大学大学文書館所蔵「木下広次関係文書」II-50，190，197。土方苑子「「私立学校令」制定史再考」（同編『各種学校の歴史的研究』〔東大出版会 2008年〕所収）が，私立学校令策定過程の一環としてこの草案を扱っている。
- 59) 以後は「五学校令案」のように，教育段階別の個別法令のなかで，学校の種類を提示する形が徐々に実現していく。1894年の高等学校令に未だ規定はないものの，1903年の専門学校令にて専門学校には「官立」「公立」「私立」があることを示す条文が，1918年になって大学令，新高等学校令に同様の条文が登場する。

要 旨

本稿は、「官立学校」の意味内容が、1870年代から1880年代にかけての教育関連法令制定過程においてどのように変遷したかを考えるものである。

1872年の学制章程下に、「官立学校」は文部省の経費支出を根拠に広範な概念として登場し、続いて「公学」とも同義とみなされた。1874年、概念上の混乱を解決するために、「官立学校」「公立学校」「私立学校」という三つの学校の種類とその要件が初めて規定された。この布達で戦前唯一の「官立学校」規定となる。「官立学校」の要件には文部省による設立経費支弁と文部省による直轄とが挙げられた。これを廃止した1879年の教育令は「公立学校」「私立学校」の要件を定めたが、「官立学校」については、不干渉の立場に加え、文部省以外の省庁の教育機関の位置づけ、および経費や管理をめぐる概念規定の難しさから、定義が放棄された。1883年の徴兵令改正を契機とし、私学同志社などにより、官立公立学校と同様の猶予特典の付与を求める運動が起こった。その過程で、「(そもそも定義のない)官立学校に準じる」という概念が生まれた。1884年には財政難に苦しむ府県の教育行政を助けるべく構想された「府県連合学校」を官立なみに処遇するという「准官立学校」案が提示され、適用対象は私立学校にも拡大された。「准官立学校」は、府県側あるいは私立学校側が経費を支弁するが、文部卿の直管であり、経費支弁主体と管理主体とを分離した点に新しさがある。「准官立学校」案の発想は、1886年「諸学校令」中の中学校令による高等中学校制度および諸学校通則により実現した。「准官立」の名称は公式には用いられなかったが、私学の運動の中では引き続き使われた。

以上のように、「官立学校」の輪郭は不鮮明であったが、それゆえに「准官立」という独特な「隠れた制度」を周縁に生み出した点に、近代日本教育制度形成期の特質が認められる。

キーワード：官立学校、文部省、徴兵令、諸学校令、同志社

Summary

In the School System Law (Gakusei Shotai 1872), "Government School" was understood in a broad sense. In 1874, the Education Ministry Ordinance defined the three kinds of school, "Government School", "Public School" and "Private School". The Educational Law (Kyoiku Rei 1879) abolished the Ordinance and defined "Public School" and "Private School" but remained "Government School" not to be defined. Some private schools such as Doshisha, began the petition to gain the right to be exempted from Conscription for a while "like Government School". The Department of Education planned the "Quasi Government School" System. It was defrayed by some Prefectural Treasury or the Private fund but placed under the jurisdiction of Minister of Education. The idea was realized as Higher Middle School System or in "General Regulations for Schools" under the new School Ordinances (Sho Gakko Rei 1886) though "Quasi Government School" was not used as the legal term.

The Implication of "Government School" was unclear throughout 1870's~1880's so it produced "Quasi Government School" around itself as a hidden system.